

税務訴訟資料 第261号-74 (順号11664)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成23年4月7日不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年3月12日判決、本資料260号-39・順号11395)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年9月29日判決、本資料260号-164・順号11520)

決 定

申立人 甲  
相手方 国  
同代表者法務大臣 江田 五月  
同指定代理人 石川 裕一

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成23年4月7日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志  
裁判官 宮川 光治  
裁判官 櫻井 龍子  
裁判官 横田 尤孝  
裁判官 白木 勇